

京都美術工芸大学 研究活動行動規範

京都美術工芸大学は、研究活動およびその成果が持つ社会的意義と影響、また学術機関として果たすべき責任に鑑み、研究者および研究が公正かつ適切に行われるための管理・支援に携わる者（以下、「研究関係者」）が遵守すべき基本的な事柄について、日本学術会議による声明「科学者の行動規範－改訂版－」（平成25年1月）を踏まえ、下記のとおり定める。

1. 研究関係者の姿勢・責務について

研究関係者は、研究活動の実施やその管理・支援においては互いに協力し、法令や関連規程、ガイドライン等を遵守し、不正行為を行わないことはもとより、その防止体制の確立・維持向上に積極的に取り組んでいく。

2. 研究費の取扱いについて

研究関係者は、研究費等が国民の税金、企業からの助成金、篤志家からの寄付金、学生生徒納付金等を原資とする事を常に意識し、その執行・管理にあたっては、細心の注意をもって、適切かつ効率的に行う。

3. 社会との関係について

研究関係者は、研究の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを深く認識し、外部からの批判・意見等については謙虚に耳を傾け、誠実に対応する。

4. 研究倫理について

研究関係者は、研究対象となる人や動物等の権利や尊厳について十分注意し、環境・安全に対して有害となる可能性のあるものを取り扱う場合には、関連する法令や学内諸規程、ガイドライン等を遵守する。

また、研究成果が、その意図に反して破壊的行為に悪用される可能性もあることを認識し、研究の実施、成果の公表にあたっては、社会に許容される適切な手段と方法を選択する。

5. 利益相反について

研究関係者は、研究活動における他者の知的成果などの業績を正当に評価し、名誉や知的財産権を尊重し、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

以上